（訴因変更等請求書面の記載要件等・法第三百十二条の二）

第二百九条の二　法第三百十二条の二第一項の規定による求めをする場合には、訴因変更等請求書面に、同項の規定による求めに係る者がそれぞれ法第二百七十一条の二第一項第一号イ、ロ若しくはハ(1)若しくは(2)又は第二号イ若しくはロのいずれに該当するかの別を記載しなければならない。

2　前項に規定する場合には、第百六十五条の二第一項及び第二項の規定を準用する。ただし、同項の規定は、法第三百十二条の二第一項の規定による求めを法第五十四条の二第一項の方法によりする場合には、準用しない。

3　法第三百十二条の二第四項において読み替えて準用する法第二百七十一条の三第一項各号又は第二百七十一条の四第二項各号に定める措置をとる場合には第百六十五条の二第三項の規定を準用し、法第三百十二条の二第四項において読み替えて準用する法第二百七十一条の三第三項各号又は第二百七十一条の四第四項各号に定める措置をとる場合には第百六十五条の二第三項及び第四項の規定を準用する。ただし、同項の規定は、法第三百十二条の二第一項の規定による求めを法第五十四条の二第一項の方法によりする場合には、準用しない。

（意見が提出されたことの通知）

第二百十条の六　裁判所は、法第二百九十二条の二第七項の規定により意見が提出されたときは、速やかに、その旨を検察官及び被告人又は弁護人に通知しなければならない。

（更新の手続）

第二百十三条の二　公判手続を更新するには、次に掲げる手続による。

一　裁判長は、まず、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定めるものに基づいて、検察官に公訴事実の要旨を陳述させなければならない。ただし、被告人及び弁護人に異議がないときは、その陳述の全部又は一部をさせないことができる。

イ　公訴の提起、起訴状訂正の申立て又は法第三百十二条第一項の請求（以下この号において「公訴の提起等」という。）が法第五十四条の二第一項の方法によりされた場合　ファイル（法第五十四条の四ただし書の場合にあつては、同条の記録媒体）に記録されている起訴状、起訴状訂正書又は訴因変更等請求書面（以下この号において「起訴状等」という。）に記載すべき事項

ロ　公訴の提起等が起訴状等の提出によりされた場合　起訴状等

［二　略］

三　更新前の公判期日における被告人若しくは被告人以外の者の供述を録取した書面若しくは電磁的記録、更新前の公判期日における裁判所の検証の結果を記載し、若しくは記録した書面若しくは電磁的記録又は更新前の公判期日において取り調べた書面若しくは物若しくは電磁的記録については、職権で証拠書類又は証拠物として取り調べなければならない。ただし、裁判所は、証拠とすることができないと認める書面若しくは物若しくは電磁的記録又は証拠とするのを相当でないと認め、かつ、訴訟関係人が取り調べないことに異議のない書面若しくは物若しくは電磁的記録については、これを取り調べない旨の決定をしなければならない。

四　裁判長は、前号本文に規定する書面若しくは物又は電磁的記録を取り調べる場合においては、その内容の全部若しくは一部を朗読し、表示し、再生し、又は示すことに代えて、相当と認める方法でこれを取り調べることができる。

［五　略］

（訴因変更等請求書面の記載要件等・法第三百十二条の二）

第二百九条の二　法第三百十二条の二第二項の規定により訴因変更等請求書面抄本等を提出する場合には、訴因変更等請求書面に、同条第一項の規定による求めに係る者がそれぞれ法第二百七十一条の二第一項第一号イ、ロ若しくはハ(1)若しくは(2)又は第二号イ若しくはロのいずれに該当するかの別を記載しなければならない。

2　前項に規定する場合には、第百六十五条の二第一項及び第二項の規定を準用する。

3　法第三百十二条の二第四項において準用する法第二百七十一条の三第三項又は第二百七十一条の四第四項の規定により訴因変更等請求書面抄本等を提出する場合には、第百六十五条の二第三項及び第四項の規定を準用する。

（意見を記載した書面が提出されたことの通知）

第二百十条の六　裁判所は、法第二百九十二条の二第七項の規定により意見を記載した書面が提出されたときは、速やかに、その旨を検察官及び被告人又は弁護人に通知しなければならない。

（更新の手続）

第二百十三条の二　公判手続を更新するには、次の例による。

一　裁判長は、まず、検察官に起訴状（起訴状訂正書又は訴因変更等請求書面を含む。）に基づいて公訴事実の要旨を陳述させなければならない。ただし、被告人及び弁護人に異議がないときは、その陳述の全部又は一部をさせないことができる。

［新設］

［二　同上］

三　更新前の公判期日における被告人若しくは被告人以外の者の供述を録取した書面又は更新前の公判期日における裁判所の検証の結果を記載した書面並びに更新前の公判期日において取り調べた書面又は物については、職権で証拠書類又は証拠物として取り調べなければならない。ただし、裁判所は、証拠とすることができないと認める書面又は物及び証拠とするのを相当でないと認めかつ訴訟関係人が取り調べないことに異議のない書面又は物については、これを取り調べない旨の決定をしなければならない。

四　裁判長は、前号本文に掲げる書面又は物を取り調べる場合において訴訟関係人が同意したときは、その全部若しくは一部を朗読し又は示すことに代えて、相当と認める方法でこれを取り調べることができる。

［五　同上］